

【改正イメージ】

令和5年度まで	
合計 5,000円	復興特別税 1,000円 (町民税500円+道民税500円)
	町 民 税 3,000円
	道 民 税 1,000円



令和6年度から	
合計 5,000円	森林環境税 (国税) 1,000円
	町 民 税 3,000円
	道 民 税 1,000円

令和6年度から森林環境税の課税が始まります

【森林環境税の概要】

森林環境税は、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき創設された国税です。

【税額】

個人住民税均等割の課税の方 年間1,000円
 ※均等割に加算されていた復興特別税が令和5年度で終了となり、令和6年度から新たに森林環境税に移行するため、課税の方の税負担額は変わりません

【森林環境税が非課税となる方】

- ・生活保護法による生活扶助を受けている方
- ・障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で、所得金額が135万円以下の方
- ・合計所得金額が次の金額以下の方

○扶養親族なし

合計所得金額

38万円以下

○扶養親族あり

合計所得金額28万円×(扶養親族等の数+1)+10万円+16.8万円以下

※森林環境税と町道民税の非課税となる所得の基準が異なるため、町道民税が非課税であっても森林環境税が賦課される場合があります。

【問い合わせ先】

財務課住民税係
 ☎0137-62-2114

給与支払者の方向け ※要予約

所得税・個人住民税の「定額減税に関する説明会」のお知らせ

「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、令和6年度税制改正のための法案が成立施行された場合は、給与支払の方が令和6年6月1日以降に給与等を支払う際の源泉徴収・特別徴収において、所要の「定額減税」を実施していただく必要があります。

※この案内は、税制改正法案成立前に作成しています。つきましては、給与支払の方が行う「定額減税」のしかたについて、次のとおり説明会を開催します(出席には予約が必要です)。

会 場	開催日時 ※30分前から開場(受付開始)	定 員	予約締切
はびあ八雲	4月19日(金) 10:30~12:00	各100名	前日12時
	4月19日(金) 13:30~15:00		

※上記のほか、[八雲税務署(4月11日 午前・午後 ほか)]や近隣町でも説明会を開催します。詳しくは、八雲税務署への問い合わせ、もしくは国税庁HPの「給与支払者向け定額減税説明会」を確認ください。



国税庁HP

【説明会予約方法】LINEアプリでのオンライン予約

- ①LINEアプリから「国税庁LINE公式アカウント」を友だち追加
- ②[トーク]画面から「申告相談又は説明会出席の申込」を選択
- ③「定額減税の説明会に申し込む」を選択
- ④予約する説明会を選択し、所定事項を入力



LINE公式アカウント

【電話での予約方法・問い合わせ先】

八雲税務署 電話：0137-63-2148(代表)(平日9:00から17:00)へ連絡願います。
 ※音声ガイダンスが流れましたら「2番」を選択してください。